平成18年6月28日

告示第343号

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林における開発行為の許可手続の迅速化、当該開発行為の円滑な実施及びその周辺地域における生活環境の保全を図るため、開発行為の許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)が行う当該森林の周辺自治会に対する開発行為の周知を図るための手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 開発行為 森林法(昭和29年法律第249号)第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。
 - (2) 周辺自治会 開発区域の全部若しくは一部の区域又は開発区域に隣接する下流の区域で、過去の災害状況、その地形等から当該開発行為により影響を受けるおそれがあると市長が認めるものをその区域に含む自治会(相当規模の区域をもって地域生活全般の向上を図ることを目的として作られた自治組織をいう。)をいう。

(許可申請者の責務)

第3条 許可申請者は、当該開発区域に係る市の施策に協力するとともに、開発行為の周辺 地域における生活環境の保全に十分配慮し、周辺自治会の理解を得るよう努めなければな らない。

(開発行為及びその周知に関する計画書の提出)

第4条 許可申請者は、開発行為の許可を受けようとするときは、あらかじめ開発行為及び その周知に関する計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)を市長に提出するものと する。

(周辺自治会への開発行為の計画の周知等)

(開発計画説明実施報告書の提出)

- 第5条 許可申請者は、計画書に基づき、周辺自治会に対し当該開発行為の内容及び当該開発行為により生ずる周辺地域の生活環境への影響について周知を図るものとする。
- 2 前項の場合において、許可申請者は、意見書(様式第2号)を当該周辺自治会から徴するよう努めるとともに、当該開発行為について周辺自治会との調整を図るものとする。

第6条 許可申請者は、計画書に基づく周知を行ったときは、速やかに開発計画説明実施報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(周知の特例)

第7条 許可申請者が、第4条の規定による計画書の提出の際、既に周辺自治会に対し周知を行っている場合であって、周辺自治会への適切な周知が終了していると市長が認めたときは、前2条の規定は適用しない。

(報告の要求又は指導等)

第8条 市長は、許可申請者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において報告を求め、 又は必要な指導及び助言をすることができる。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

開発行為及びその周知に関する計画書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所

(所在地)

許可申請者 氏名

(名称及び代表者氏名)

(電話)

開発	行為の目的及び名称	
開発行為の場所		
事業計画	開発行為の概要	
	生活環境の保全のための措置	
周知計画	説明会に関する事項	
	説明会以外の周知方法	
その他の記載事項		

(注)

- 1 説明会に関する事項の欄には、開催予定日、開催予定場所、周知自治会名、開催の周知方法及び並びに配布する書面及び図面の名称を記載してください。
- 2 この計画書の提出の際に、既に周辺自治会に開発行為の計画を周知している場合は、その概要をその他の記載事項の欄に記載してください。

(添付書面)

- 1 開発行為を行おうとする場所の位置図及び現況図
- 2 防災関係図
- 3 開発行為の計画の概要を記載した書類

意見書

様

年 月 日

許可申請者

自治会の名称

自治会代表者氏名 (電話)

開発行為の目的及び名称	
開発行為の場所	
* -	
意見	

(注) 意見の欄は、森林法に基づく許可の要件である災害の防止、水害の防止、水の確保(現に取水している飲料水等への影響、工事に伴う濁水の対応)、環境の保全(森林の配置等)に関し、地域における生活環境の保全のための意見をできるだけ具体的に記載してください。

開発計画説明実施報告書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住所

(所在地)

許可申請者 氏名

(名称及び代表者氏名)

(電話)

開発行為の目	目的及び名称		
開発行為の場	景所		
	開催日時		
	開催場所		
説明会に関	周辺自治会名		
する事項	参加者		
	説明内容		
説明会以外の周知方法			
自治会の意見	見及び申請者の見解		
その他の記載	龙 事項		

(添付書面)

- 1 説明会に配布した書類及び図面
- 2 周辺自治会の意見に対する申請者の見解を具体的に説明できる書面
- 3 周辺自治会からの意見書の写し